



働き方改革  
2019年4月1日～

ご存知ですか？

# 勤務間インターバル導入

# 助成金

勤務間インターバルとは



勤務終了から次の勤務開始までに、一定のインターバルを設けること。政府は働き方改革の一環として2020年までに、同制度導入企業を全体の10%以上にすることを目標にしています。

【条件】

【実施内容】

勤務間インターバル制度の導入

就業規則・労使協定の作成・変更・届出  
3/4助成（上限9万円）

労働能率増進に資する設備機器等の導入・更新  
4/5助成（上限80万円）



ソフトウェア

- ・デジタルレントゲン
- ・レセコン
- ・請求用ソフトなど



受付・事務機器

- ・自動精算機
- ・予約システム
- ・患者管理システムなど



診療用機器・作業用機器

- ・ユニット・滅菌機
- ・洗浄機 ・研磨機など



※複数の組み合わせ可能

	支出額	助成金支給額	実質負担
書類作成費	¥80,000		¥80,000
就業規則等 作成・変更・届出	¥120,000	¥90,000	¥30,000
設備導入	¥1,000,000	¥800,000	¥200,000
成功報酬 18%	¥160,200		¥160,200
<b>合計</b>	<b>¥1,360,200</b>	<b>¥890,000</b>	<b>¥470,200</b> (実質負担)

書類作成費80,000円にて

- ・計画書類作成提出
- ・採択結果まで承ります。  
(設備導入は採択後)

※非採択になった場合は、書類作成費は全額返金致します。

1ヶ月：計画書提出

2ヶ月：労働局審査

3~4ヶ月：設備導入

5ヶ月：支給申請

(例) 100万円の設備機器導入+就業規則・労使協定の作成が  
実質、約47万円(税別)で可能となります！